

関係部局長
教育委員会教育長 殿
警察本部長

総務部長

平成16年度予算の執行について（通知）

平成16年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的な執行を確保していくよう通知します。

記

平成16年度予算は、行財政改革プラン実行初年度の予算であることから、県民サービスの向上を旨とし、予算の適正かつ効率的な執行を図る中で、徹底した経費の節減合理化に努めること。

このため、

- 1 当初予算は、現時点で見込みうる財源のすべてを捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として、補正は行わないこと。
- 2 予算執行に当たって、状況の変化等により不必要となった予算については、3月補正予算において減額すること。

なお、別途通知するところにより、5月中に事務事業の見直しに着手するので留意すること。

- 3 今後の経済情勢の動向等によっては、予算執行に当たり特別の措置をとることもあるので、あらかじめ留意すること。

歳入に関する事項

1 県 税

自動車税等について、夜間及び休日における訪問徴収や早期差し押さえ等により滞納整理の強化を図るほか、個人県民税について、市町村に対し、徴収強化の要請を行うとともに、共同滞納整理等を実施し、徴収の強化に努めること。

また、法人二税について、不申告法人への催告を強化し、未届法人調査を徹底するとともに、軽油引取税について、近隣県と連携して不正軽油の撲滅に向けた取り組みを行うなど、課税対策を強化すること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、常に社会経済情勢の推移等に即した対応を行うこと。

さらに、未徴収のものでも、施設等の使用の実態等から徴収することが妥当なものについては、新規徴収を行うこと。

4 国庫支出金、分担金及び負担金

国庫支出金は、関係省庁との連絡を密にし、前金払い、概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

また、分担金及び負担金についても、納入時期の適正化に努めること。

5 財産収入

将来にわたって、利用計画がない土地や、他施設等で代替可能な施設用地、処分可能な土地について積極的に売却すること。

また、財産の貸付料及び使用料については、利用と負担の公平性や明確化を進める観点から減免基準を見直し、収入の確保を図ること。

6 県 債

地方債計画等を踏まえた適正な活用に努めること。

歳出に関する事項

1 政策的経費

(1) 公共事業

年間を通じて適切な執行に努めること。

なお、上半期の契約目標については、別途指示することとしているので留意すること。

また、効率的な実施とプロセスの透明性を向上させるため、事業の再評価に加え、新規採択時に必要性、緊急性等の評価を行う事前評価に取り組むこと。さらに、地域の実情にあった規格の設定や入札・契約の見直し等によりコスト縮減を図ること。

(2) 一般国庫補助事業

今後、各省庁との折衝を通じて増額補正あるいは新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容、事業効果等について十分検討するとともに、各部局の一般財源等の予算枠の中で対応すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、工事請負費及び備品購入費等における入札残等については、不用額として保留すること。

(4) 貸付金

制度趣旨の周知徹底を図るとともに、資金収支に及ぼす影響が大きいので、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

特に資金の預託に際しては、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行に留意すること。

(5) その他

物件費の節約分については、16年度当初予算編成と同様に来年度当初予算においても各部局の予算要求枠に上乘せする予定であること。

2 経常経費

年間を見通した執行計画を立て効率的な執行を行うとともに、節減に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 補助金、貸付金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。

(2) 特定財源を伴う補助金等については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。

(3) ごみゼロおおいた作戦の展開など部局横断的な事業の実施に当たっては、関係部局及び市町村等と十分連絡調整を行い、適切で効率的な推進を図ること。

(4) 事務事業の執行に当たっては、環境負荷の低減を図るとともに、効率化、コスト削減等に努めること。

(5) 旅費については、実態に即した見直しが行われたところであり、適正な運用を行うこと。

(6) 事務事業の執行に当たっては、各所属一体となって能率の向上に

努め、可能な限り勤務時間内で業務を終えるよう留意し、時間外勤務手当の縮減に努めること。

(7) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額、財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。

予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画、財源確保の見通し等に十分配意したうえで原則として年2回行うものとするが、今後の財政、資金の状況によっては暫定的な措置を講ずることもあり得るので、十分留意すること。

また、予算の令達に当たっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早い時期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮し、適時適切に行うこと。

なお、配当申請については、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

特別会計に関する事項

一般会計に関する指示事項を十分参考にして執行すること。

公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に対する出資金、補助金、貸付金等の執行に当たっては、団体自身の事務事業の整理合理化、経費の節減などについて十分な指導を行うこと。

なお、今年度も団体のあり方等について更なる検討を行うこととしており、徹底的に見直しを進めること。